

議 事 日 程 （第 3 号）

平成25年 3 月11日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する
条例について
- 日程第 3 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に
関する条例について
- 日程第 4 議案第30号 東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例
について
- 日程第 5 議案第31号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第32号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第33号 平成25年度東白川村一般会計予算
- 日程第 8 議案第34号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第35号 平成25年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成25年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第13 議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第15 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	村 雲 辰 善	2 番	桂 川 一 喜
3 番	樋 口 春 市	4 番	服 田 順 次
5 番	今 井 保 都	6 番	安 倍 徹
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	総 務 課 長	松 岡 安 幸
会 計 管 理 者	安 江 誠	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩

国保診療所
事務局 長 安 江 宏
監 査 委 員 安 江 正 彦

企 画 係 長 河 田 孝

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 記 今 井 修 輔
書

◎開議の宣告

○議長（安江祐策君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、7日に引き続き、新年度予算関連の全協質疑を行います。

午前9時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第28号から議案第39号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

上程中の日程第2、議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第13、議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの12件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

予算説明書の中の101ページに当たります雇用促進奨励事業についての質問になりますが、この趣旨からすると、前から村営住宅の場合もありましたが、村内に雇用というものを促進するための補助金の関係だということは説明等でわかっておりますが、実は村内における就労者の中には、村内の就労以外にも、村外へ通勤によって村内に住んでいただいているという人がすごく多くいるはずですが、今のところ、村外へ勤めてみえる方に対する助成がないがゆえに、何のために村内に住んで、わざわざ村外の職場があるのにもかかわらず村内に住んでいるのか、ひょっとしたら村外に住んだほうが便利じゃないかというような声がかたまに出てきます。そのことで、今回のこの趣旨と同時に、村外に通ってみえる人に対する積極的な施策等を考えておられるかどうかというこ

とを、まず質問してみたいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今の御質問の、村外の方への施策というものですけれども、今のところ考えておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

これは、実は高校生の通学支援にも通じることなんですが、高校生の通学支援につきましては、今回アパート、寮に対しての支援が行われましたので、ある意味満足できる部分はあるんですが、実はそれと同時に、通学支援のほうは今まで以上にもっと応援されることになりました。そうすると結果的にアパート、寮に入ってみえる人に支援があるものの、実際には村の姿勢としてはやっぱり通学しているほうを応援したいということで、約70人のうちの20人が通学者、残りの50人が通学ができない状態での高校生活を送ってみえるのにもかかわらず、やっぱりその50人のほうよりも20人のほうを大切にするという施策になっていると思います。

先ほどの通勤と同時にこれをしゃべっているのはどういうことかといいますと、本来、確かに村としては、村の中に仕事があればいいなど、それから一般の村民の人がおっしゃるように、村の中に仕事があったら確かに帰ってきやすいよという、これはあくまでも理想であって、現実問題は村の中に仕事がなくとも、でも村に住み続けるという意思のある人はやっぱり村に帰ってきて、なおかつ通勤してみえる。

同じように、高校生の話もよく言われることは、近くに高校が欲しい。だから、白川高校がなくなったそのかわりの高校をつくってくれという声がたまに上がりますが、現実問題、全ての人が満足して通える高校をつくらうと思ったら、一体どんな高校をつくったら満足できるんだという答えには、多分誰も答えられないのが現状だと思います。ですから結果的には、さまざまな高校の中から進学する高校を選んでいけば、当然のことながら、通学だけでは全てを賄い切れないのは、結果は明らかだと思います。ですが、やっぱりそれでも引っ越して子供を通学させるという選択肢がある中で、引っ越さないで村の中にとどまった状態で、あえて子供だけをアパート、寮に出すという、この残っている親御さんたちを本当は褒めてあげるべきではないかと思う。その傍ら、残念ながら今回ようやく5,000円という補助を出そうという、その決定に関してはすごく感謝いたしますが、そうしたら今度、通学だった人にはもっと出してあげるよという、これでは一体全体、私たちはどちらを選択すべきなのが村から喜んでいただけるのかというのが曖昧になっているのではないかと思います。その点について、さっきは就労のほう聞きましたので、今度は通学のほうについての質問に変えさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

25年度から新しい高校生支援につきましては、先般、御説明させていただきましたように、人口対策と地域活性化というのを目標において、よりよい高校支援はどうかということで、プロジェクトチームをつくりまして協議をしてみました。それで今回は、自宅から通う方につきましては、自主運行のバスにつきましては、1カ月の定期代全額、それから自宅の場合は、自家用車を利用する場合は月額1万円ということで大幅な拡充をさせていただきました。また、不公平感があるということで、下宿、アパートで通学する高校生については月額5,000円補助ということで、若干ではございますが、外で生活をしてみえる子供を持つ親御さんに対しても補助をさせていただきました。

おっしゃるとおりに、月額5,000円では少し不公平感が、またさらに広がったなというような印象を受けられるかもしれませんが、予算額としましては、自主運行バス利用と自家用車を利用している子、通学する高校生に対しての補助につきまして、合わせて320万円、それから下宿、アパート等で通学する高校生につきましては、約310万ということで補助額640万ほどの金額に対しましてほぼ半額でございます。

当然下宿、アパートにつきましては、先ほど御指摘のとおり、70人中50人ということでなかなかやむを得ず、通学したくても通学できない方が50人ほどおられるということでございますが、あくまでも東白川に高校生が残ってほしいと。また御指摘にありましたように、親御さんと一緒に、一時的ではございますけど、子供たちと一緒にアパートへ住んでそこで生活をすると、そういった場合は人口減少にもなりますので、そういったことも考慮しまして、今回全額補助ということで、なるべく東白川から通勤できる方につきましては、積極的にこの制度を使用させていただくようにということを目的にさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今の2つの答えに対して、質問でありながら少し意見を加えてしまいますが、実はIターン、Uターンをもってして人口をふやそうという、今の施策全体に見渡していることの中の一つの、Iターンの予備軍、Iターンの予備軍は誰かというのを定めようと思ったら、とてもじゃないですけど、Iターンですから、誰が対象になるのかははっきりしないのは当たり前です。ですが、Uターンについては、予備軍というのはもう明確でありまして、もともと村にいた人が外にいる場合、それから村に帰ってこられる可能性があったにもかかわらず、村の外にも仕事が発生してしまって就労している人、これが行く行くの予備軍になってくるものだと思います。それで予備軍の人に対して、今後、東白川に帰ってくるメリットは何だと言われたときに、例えば就労でありますと、仕事をやめて帰ってくることを望むのか、逆に仕事をそのままにしながら何とか住む場所だけ戻ってきてほしいのか、これが1つ。それから、さっきの就学につきまして言いますと、自宅から通い続けてい

る人は、実はUターンでもなくIターンでもなく、始めから住民のままです。じゃあ、Uターン予備軍は誰かという、実は外へ出て高校、大学に通っている人、これが明らかに住所が移ろうが何しようが、Uターン予備軍の最大候補です。じゃあ、その人に対して、今やさしくして、今何らかの手だてをしておけば帰ってきてくれるかもしれないという気持ちを思い起こさせることができるとしても、今の時点で実は村民じゃないから、村の中から通ってないから、経済的効果がないから、残念ながら通学のほうを優先させてもらいますよという態度で接しておいた彼ら、彼女らが果たして、将来、村に対して、村のおかげで私たちは学校を出られた、上の学校を出られたから、ぜひその恩返しを村のためにしようと思うのでしょうか。このあたりについて見解をお伺いしたいので、今の場合には両方にわたって質問を入れましたので、できれば両方についてお答えをお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

通学支援についての御質問ですが、通学につきましては、この村に残って通学をする高校生、この人たちが村の中でいろんなものを商品にします。そしてまた村のイベントについても、何らかの協力をしてくれる。こういうメリットをもって補助金を出しております。

それから、先ほどの就労については、新しくこの村へ入ってきてくれて、3年間就労してくれた人に補助金を出しております。確かに議員言われるように、そういう村からよそへ仕事に出る方、それから全部の高校生、これはできるものならそのほうがいいだろうと思いますが、いずれにしてもUターン、Iターンで村へ入ってきていただいたときには、これはまたそれ相当の村費をもって支援をすると、こういうことになっておりますので、もちろん今から帰ってきてくれるように支援をしていくというのも一つの方法だろうと思いますが、そこまで少し手が回らない。ぜひ帰ってきてください、帰ってきていただいたら支援もまたしますよと。もちろん、親元から高校へ通っても、必ず高校卒業してからこの村におるなんていうことは別に考えてはおりません。現在ここにいて、親御さんと一緒に高校生として村で生活をしていく。そのことについて支援をするものでございますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

1点だけお伺いをしたいと思います。

これは村長にお願いをしたいと思いますが、村長さんになられてから一番大きな事業というか、予算もついてきておるのが、多分フォレストスタイルではないかというふうに思っております。このおかげで商工業の振興について、また木造建築組合、それは東白川の裾野の広い産業についてのバックアップは、この三、四年間非常にできたというふうに考えておりますが、この事業も当初、ある

程度のめどを持ってというようなお話でございましたので、今、ここ三、四年たった時点での村長さんの今後の事業についてのお考えがあれば、お伺いしたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今のフォレストスタイルについてでございますが、これはずっと支援をしてまいりましたし、また今後も支援をすることになろうと思っておりますが、いずれにしても村の仕事として皆さんを抱えておるわけではありませんので、事業者の方々が話し合いをして、自分たちで自立をしてやっていただくというのが理想であります。それで、コンサルにもお願いをしておりますが、昨年から話し合いを持っていただいております。将来的に自分たちでやるよと、こういう今話を進めております。まだ、文章にするまでには至っておりませんが、25年度中には何とか話し合いをつけて、自分たちがこうこうこういうふうに、いつからは自分たちでやりますというものを伺いたいと、こんなふうに思っております。

ただし、現在やっておりますように、村が保証をしておるということを残していくといいなと思っております。どういうことかと申しますと、24年度に1社倒産をいたしました。つくりかけておった家を皆さんにお願いをして、後を引き続いてやっていただいた。施主様にとっては大変好評をいただきました。そういうことが今後も、それに対するお金をどうのこうのというわけではございません。村のほうへ御連絡をいただければ、今の木造建築協同組合とお話をして、村のほうでその指導をして、あなたたちの一人がこういうふうになったから、あなたたちが後をやってくださいよということを保証していくというような形を残すといいんじゃないかなということも思っておりますが、そこまでやれるかどうかは今後の問題でございまして、今、話し合いが始まったばかりであります。皆さんはやはり、私たちは自立をしていくという決意をもとに話し合われておりますので、もう少し見てやっていただきたいなど、こう思いますし、私も早くやりなさいと言うつもりはありませんが、いずれこうしなくてははいけませんよと、こういうことは申し上げておりますので、どうかこれも御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

地域おこし協力隊の件についてでございますけれども、現段階では何名の方が来ていただけるのか、まだわかってはおりませんけれども、とりあえず来ていただける方が決まりましたら、とにかく村をよく知っていただくという機会を与えていただくとともに、住民の皆さん方とのかかわりを多く持っていただけるような機会を持っていただきたいと思っておりますけれども、村長、どのようにお考えになっておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

3名来ていただきたいと思っております。確認がとれたかどうかはちょっと係でないとはわかりませんが、3名の合否を決定しまして通知を申し上げておると思っています。いずれにしても、来ていただければ3名の方に、仕事はまだはっきりこの人は何ということとは決まっておきませんが、御希望も伺いながら話し合いの上で、村民の方と、特にこれはIターンと一緒にございまして、戸籍をこちらへ持ってきていただくことになっておりますので、住んでいただいた自治体にも入っていただいて、村民の皆様と触れ合っていていただいて、村民の意見も聞きながら仕事をしていただくと、こういうことになろうかと思っております。フォレストスタイルにも1人配置をしていきたいなと思っておりますので、この方は今議員で来ておっていただく方たちと同じようになろうかと思っております。いずれにしても、皆様方にも、どこでどういうふうに住みますということをもた御報告いたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池 毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

地域おこし協力隊の活用ということでございますけれども、それぞれの方は自分の意見、考えを持ってお見えになるということでございますので、そうした方の趣旨、意見をよくお聞きしながら、地域等も一緒になって進めていきたいというふうに思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

せっかくこうした機会でも、地域おこし協力隊に来ていただくわけでございますので、これは一つの機会として、またいいきっかけとして、少しでも村の活性化につながっていくことを期待しておりますので、十分な御努力をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今回の新年度予算、本当にさまざまな人口対策が予算に組み込まれました。私たちも一般質問で人口対策に関連した質問をいたしました。これだけ村の予算が人口対策に、直接、間接的に予算をつけているということは、これに村がかけるといふ意気込みは、住民も私たちもよくわかります。そこで、行政方のほうにお願いをするわけですが、縦割り行政の中で、それぞれの課が全部人口対策のために予算をつけているところがほとんどの課があると思っております。その中でやっぱり、ひとつ担当者といえますか、人口対策に対して専門的に係の人がちゃんとそれに対応するというか、

予算をつけた中で、それがどのように反映されているかチェックも必要です。空き家対策もありましたように、今後空き家対策に1人、専門的に調査に当たらせるということも村長の答弁にもありましたけれども、やっぱり全ての課の中で人口対策を持っておりますので、その辺をやっぱりどなたかがちゃんと一回調整をしながら、予算に対して少しでも反映できるような組織を勘考してもらいたいなあというのが私の依頼でございますので、その辺をお聞かせください。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今の御質問は、人口対策係をつくれということかなあというふうに聞きましたが、人口対策係のトップは私でございますので、それぞれの課でいろんな面で予算はつけておりますし、空き家対策のほうは、これはまた一つの係としてももう少し細かいところまで調べたいなあと思います。これも人口対策の一つと言えばそういうものですが、人口対策というものは、全部が人口対策と思っただけでも結構というぐらいの我が村の政策でございますので、私が全責任を持ってやると、こういうふうに考えていただいて、何かございましたら私に言っていただきますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

新年度予算全般におきまして質問させていただきますが、少子・高齢化を伴う過疎化については、多方面にわたって対策を、緊急かつ早急に打っていかねばいけないと思っておりますが、その中で地域おこし協力隊であるとか、村内の産品の開発事業であるとか、そういったことで今年度予算、産業振興などの予算として新しいものを組まれておりますが、村の中で住民の方が新しく産業を育てていこうとか、または雇用を創出する機会があるような取り組みなどあるわけなんです、そういったところを育てていく予算というのが、ちょっと薄いかなあというふうには私も感じております。こういったことは24年度予算ですと、補正予算などを組んでいただいて対応されているわけなんです、新年度予算においては、そういったところの育成費であるとか研究費、または新しいものを始める場合の研修費など、当然、住民の中で新しい動きが出てくると必要になるかと思っております。そういったところを村として育成していくというサポートの部分で、そういった予算を私は必要ではないかと思っておりますが、このあたりを新年度の予算の中で、また新年度の行政の中ではどのように対応をされていくのかお伺いをさせていただきます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

先ほどでもございましたことだと思いますが、確かに新しく何かあったら予算をとということにはなっておりませんが、住民の方がこういうことをやりたいとか、こういう雇用が発生するか

らというお話があれば、いつでも対応したいと思います。当然これは補正予算というのはそのためにあるものですので、当初予算に組みなかったものが途中から村のためになるということであれば、どんなことであっても補正予算で対応させていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

村長から補正予算で対応させていただくというお言葉をいただきましたが、加えてこれは少し提言になるわけなんです、住民の方が新しくこういう取り組みを始めましたとか、将来それが村の人口対策とか雇用につながるような効果のある可能性があることが僕は多いと思うんです。そういう場合に、役場の中で、例えば予算の係、担当の課であるとか、そういうところで縦割りを越えた、課と課をまたいだ担当者が集まって、その住民の方がどのような理念を持って、またどのような将来的にもものをつくり上げるかとか、そういうことを聞くチームを編成されるというか、そういう課を超えて住民の方の話を聞いて、これがどうやったら育て上げられることができるだろうとか、そういう検討する取り組みを庁内でやられたらどうかなあと思うわけなんです、そのあたり提言も含めてさせていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

そのチームをつくってお聞きするというよりは、住民の方が何かこういうことをやりたいよという場合に、教育関係であるのか、産業振興であるのか、福祉であるのかは大体わかると思いますので、そこへ行っていただければ、今までもそうですけれども、私どもがお聞きしてチームをつくらないというような事業でしたら当然つくりますし、そうでない、今までの課で対処できるものはその課で行いますし、いずれにしても、やるという積極的な方については支援をするということは、私も前々から言っておりますので、どのようなことを誰がどの程度やりたいと思っておられるのかということがわからないと予算もつけられないし、どこの課でやるかもわからないということですので、それはぜひとも相談していただきたいと思います。

極端なことを申しますと窓口でも結構ですので、これは産業振興やとか、これは福祉や、ということ職員が判断いたしますので、私はこういうことをやりたいということは言っていただきますように、当然私のところへ直接電話いただいても、メールをいただいても結構でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

確かに、その分野の課にまず紹介させていただくというか、それが最初の始まりなんです、最

近のそういう助成金とか、国・県含めてそういうところを調べてみますと、意外と農業関係のものが総務の関係で使えそうなものがあったりとか、逆に福祉関係のことが教育関係であったりとかいろいろそういうことがあると思うんです。最初は、例えば産業振興でしたら産業振興課が相談するような場合をつくっておいていただいて、その後その辺のうまくコーディネートできるように、課をまたいだそういうチームというか、その都度の相談を受けられる体制を行政のほうでつくっていただき、それに対してしっかり審議して、どういう補正予算を組んでいったらうまく育てられるだろうとか、これが村の将来、人口対策、雇用対策にいかにか効果があるだろうというようなところを、新年度予算の中では盛り込んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

これから、25年度予算に対して反対の立場での討論を行います。

行政には、競争原理で生まれる格差を是正するという重要な役割があると思います。なぜならば、その是正がうまく行われないと、都市部と郡部、資本を持っている人と持っていない人、健康な人とそうでない人、そのほかにも強い者と弱い者に分離される者の多くで格差が広がり続けてしまうからです。他の市町村に比べて弱い部分が多い我が村も、国や県に対してはその格差是正のための協力をお願いしているのが現状です。

格差是正という観点で、村の予算全体を見回してみるとどうでしょうか。昔から行政の主な仕事であった税制、保健福祉の分野は、その性格上もともと格差是正が目的です。そのため今回の予算案にもそれがよくあらわれています。

しかしながら、施設管理や産業振興の分野においても同じことが言えているのでしょうか。村長は前々から口癖のように、やる気のある者を応援したいと言っておられます。一見いいことのように聞こえますが、それはただ単に勝ち馬に乗るだけの政策になってしまい、格差是正どころか、格差をさらに広げてしまいます。

そもそも村長の言うところのやる気の判断にしても、少し疑問を感じる点があります。自力で活

動されている村民に対してではなく、自力ではなく行政の力をかりようとする手続に対して、やる気と判断されていることが多いからです。これでは公平性においても疑問が残ります。

村長は人口対策をその軸に据え、さまざまな政策を打ってこられています。そのために、現状打破は必須であると言わなければならない、スクラップ・アンド・ビルド、すなわち既存のものを壊して新たに立てる手法をよくとられています。しかし、この方法では、ふやしたい500人に気をとられすぎて、今住んでいる2,500人をおろそかにしがちです。村にとどまってくれる人に対する思いやりの物足りなさ、一時的に村を離れなければいけない人に対する思いやりの物足りなさが、政策を通じて村民に伝わってしまい、本来の目的である人口増加にも悪影響が出るのではないかと心配しております。

もちろん戦略的、前進的な施策を否定するつもりはありません。守りのための施策とのバランスを問題にしたいのです。

そういった意味で、今回の予算案はそのバランスが十分だとは思えず、行政の持つ伸び代への期待を込めて、あえて反対討論といたします。

○議長（安江祐策君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者あり]

4番 服田順次君。

○4番（服田順次君）

私は賛成討論を行います。

平成25年度の東白川村一般会計予算並びに特別会計予算と、それにかかわる条例改正に対し、賛成の立場で意見を申し上げます。

国は防衛、外交、経済と厳しい状況下のもと、また平成23年3月11日に起こった東日本大震災からちょうど2年、まだまだ復興には時間がかかる中、昨年12月、3年3カ月の民主党政権から再び自民政権に戻り、再度の安倍政権になり、デフレ脱却をスローガンに新政権による予算編成が行われています。大震災からの復興を第一に、経済政策を三本の矢と表現し、大胆な金融政策、機動的な財政政策など、成長戦略を実行しております。

地方に対しては、老朽化した社会インフラ対策、国土強靱化の推進を上げ、24年度補正予算と25年度予算を合わせ、15カ月予算による切れ目のない対策を打ち出しています。

地方財政計画では、地方が安定的な財政運営を行うための財源である地方税、地方譲与税、地方交付税等まだまだ厳しい状況であります。

本村の平成25年度予算基本方針は、総合計画の目標に上げた人口減少に歯どめをかけることの実現、また環境や景観の保護活動を通じ、地域資源を生かし、持続可能な美しい東白川村を残していくことをコンセプトに取り組まれたとっております。

産業活動の活性化対策として、農業振興では耕作放棄地対策事業、有害鳥獣対策等、茶業振興では防霜施設整備、乗用茶刈機整備等、林業振興では林道作業道管理、森林整備地域活動支援交付金

事業、地籍調査事業など、商工業振興ではフォレストスタイル事業、地域おこし協力隊を活用した村内
産品販売促進事業、商品券発行事業支援等であります。

国土や村民生活の安心・安全については、県単かんがい排水事業、急傾斜地崩壊対策事業の継続、
危険木除去事業、防災対策事業、道路橋梁維持事業、定住促進のための補助制度、太陽光発電シス
テム設置補助金制度、地域情報化対策事業、高齢者等外出支援事業、予防接種事業、福祉生活支援
事業、保育環境の整備、高校生支援事業などあります。そのほか教育関係のいろいろな事業、また
国民健康保険特別会計を初め、6つの特別会計の事業など、限られた財源を有効に予算編成された
ことを評価したいと思っております。

平成25年度一般会計予算20億7,000万円、前年度比5.5%増、特別会計予算12億160万円、前年度
比9.6%増、合計32億7,160万円、前年度比7.0%増は3年連続大台を超えました。

終わりに、まだまだ山積する課題はあると思いますが、議会からの提案や意見を真摯に受けとめ
られ、庁内一丸となって平成25年度事業の推進、予算の執行に努力されることを念願し、賛成討論
とします。

○議長（安江祐策君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する
条例についてから議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの12件につい
て、一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に
関する条例についてから議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの12件
は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の
割合の特例に関する条例についてから議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予
算までの12件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第14、議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、追加の提出議案がございますので、そちらのほうをよろしく申し上げます。

議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,676万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億526万8,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成25年3月11日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、4ページをごらんいただきたいと思えます。

第2表 繰越明許費補正、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名が防災安全交付金事業でございます。3,576万8,000円の繰り越しでございます。

説明は歳出のほうでさせていただきます。

次に5ページの第3表 地方債補正、一般公共事業で限度額が1,130万円から1,230万円ということで100万円の増でございます。これにつきましては、河川砂防事業の公共急傾斜地の県の負担金の部分でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありませんので朗読を省略させていただきます。

7ページの事項別明細書の1の総括を省略させていただきまして、9ページをごらんいただきたいと思えます。

2. 歳入、13款2項8目土木費国庫補助金、補正額2,468万7,000円。防災安全交付金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額1,108万1,000円、前年度繰越金でございます。

20款1項8目土木債、補正額100万円、一般公共事業の急傾斜対策事業の負担金の部分でございます。

次に10ページへ行っていただきまして、3. 歳出、8款2項1目道路橋梁維持費、補正額3,576万8,000円でございます。防災安全交付金事業で3,576万8,000円。委託料で、村道の路面の修繕計画の委託料、ここにつきましては700万円。村道86路線の調査委託でございます。それから、橋梁の長寿命化点検の作成委託料、ここにつきましては1,000万円で、15メートル未満の橋、48橋、ここが48でございます。それから、工事請負費で路面の修繕工事1,876万8,000円で3路線、神付の平安線、神付の前洞線、それから日向の日向本線を予定しております。この道路橋梁費のところは繰り越しの事業となる部分でございます。

次に下の表の4項1目河川砂防費、補正額100万円、河川砂防事業でございます。病院の裏の急傾斜の崩壊対策事業の負担金でございます。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江祐策君）

日程第15、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

平成25年3月11日、東白川村議会議長 安江祐策様、議会運営委員会委員長 服田順次。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上です。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成25年第1回定例会を閉会します。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

一言お礼を申し上げます。

先週から引き続いて、皆様方には25年度予算をしっかりと審議をしていただきました。また、数々の御提言もいただきました。我々一同心にとめまして、25年度の東白川村の運営をしっかりとしまいたいと思います。いずれにしても、主役は村民でございますので、予算全てが村民主体の予算となっておりますので、どうかその点、皆様方も御協力をいただきまして、1年間を見詰めていただきたいと思います。最後になりましたが、適正な審議をしていただき、お認めをいただきましたことを心からお礼を申し上げまして、終わりの御挨拶とさせていただきます。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員